

第9期みやま市分別収集計画

第9期みやま市分別収集計画

目 次

1. 計画策定の意義	-----	1
2. 基本的方向	-----	1
3. 計画期間	-----	1
4. 対象品目	-----	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	-----	2
6. 容器包装廃棄物の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	-----	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	-----	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基 準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	-----	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適 合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定 する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	-----	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	-----	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	-----	6
12. その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重 要な事項 (法第8条第2項第7号)	-----	8

第9期みやま市分別収集計画

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があり、そのためには社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

近年の廃棄物処理施設の確保は非常に困難で厳しい状況にある。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を図るものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

みやま市と市民が協力し、環境負荷の少ない地域社会の実現のため、容器包装廃棄物の収集量拡大、分別収集費用の低減、分別意識の向上を図る。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5ヶ年間とし令和6年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装(雑紙)、PETボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位 t)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
みやま市	2,107	2,064	2,023	1,983	1,943

6. 容器包装廃棄物の排出抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、みやま市の市民・事業者・再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

みやま市では、ごみ減量の推進やリサイクルを促進するために各種の方策を実施する。現在、有償で引き取られる鋼製容器及びアルミ製容器の売却代金をリサイクル奨励金として交付し、その意識向上に努めている。

みやま市では、柳川市と共同で新ごみ焼却施設を令和4年4月の竣工を目指して整備している。施設の効率的な運営を図るため処理機能が十分果たせるような施設の整備や処理需要に対応した施設の改修を図る。

平成30年10月のバイオマスセンターでの生ごみ収集開始に合わせて、ごみ指定袋の料金を改定し、プラスチックや紙おむつの資源化を推進することにより、ごみの減量化に努める。

菓子箱等の雑紙は、地区ごとに毎月1回の紙類収集に合わせて回収し、資源化を推進することにより、ごみの減量化に努める。

- ・教育、啓発活動の充実

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、市民の協力度、みやま市及び民間業者が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右覧のとおりとする。

みやま市

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミニウム製の容器包装	缶(分別収集)						
主としてガラス製の容器包装 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">無色のガラス製の容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製の容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">—</td> <td style="border: none;">その他のガラス製の容器</td> </tr> </table>	—	無色のガラス製の容器	—	茶色のガラス製の容器	—	その他のガラス製の容器	ビン(分別収集)
—	無色のガラス製の容器						
—	茶色のガラス製の容器						
—	その他のガラス製の容器						
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	紙パック(分別収集、戸別収集)						
主として段ボール製の容器包装	段ボール(戸別収集)						
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑紙(戸別収集)						
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	PETボトル(分別収集、戸別収集)						
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック(ルート収集)						

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(第8条第2項第4号)

分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量:みやま市

二段書上段:合計

二段書下段左欄:引渡量

二段書下段右欄:独自処理量

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
主としてスチール製の容器包装	5t	5t	5t	5t	5t
主としてアルミニウム製の容器包装	26t	26t	26t	25t	25t
無色のガラス製の容器	66t	66t	65t	64t	63t
	66t 0	66t 0	65t 0	64t 0	63t 0
茶色のガラス製の容器	68t	67t	66t	65t	65t
	68t 0	67t 0	66t 0	65t 0	65t 0
その他のガラス製の容器	31t	31t	31t	30t	30t
	31t 0	31t 0	31t 0	30t 0	30t 0
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	4t	3t	3t	3t	3t
主として段ボール製の容器包装	139t	137t	135t	134t	132t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	20t	20t	20t	20t	19t
	0 20t	0 20t	0 20t	0 20t	0 19t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定め商品を充てんするためのもの	45t	45t	44t	44t	43t
	0 45t	0 45t	0 44t	0 44t	0 43t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	256t	253t	250t	247t	244t
	256t 0t	253t 0t	250t 0t	247t 0t	244t 0t
内、白色トレイ	-t	-t	-t	-t	-t
	- -	- -	- -	- -	- -

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

=直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口 推移	令和2年	36,565人	令和5年	35,222人
	令和3年	36,107人	令和6年	34,788人
	令和4年	35,662人		

平成19年から平成30年までの前年度比平均は98.768%

今後5年間に於いても人口の極端な変動見込みがないため、人口減は続くと見込まれる。よって分別基準適合物等の収集量についても減少傾向と見込む。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
37,852人 (-1.232%)	37,475人 (-1.232%)	37,013人 (-1.232%)	36,557人 (-1.232%)	36,107人 (-1.232%)

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(第8条第2項第5号)

全ての収集・運搬業務は、現行の収集体制を活用して行う。なお現在、みやま市内の自治会や、各団体による集団回収が行われている紙類、缶類及びビン類等については、引き続きこれらの団体が分別収集を優先的に実施できるよう指導する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	
缶	アルミ	缶	分別収集(月1回) ステーション方式	選別は民間業者。 保管は市の施設。	
	スチール				
ビン	無色ガラス	ビン		選別は民間業者。 保管は市の施設。	
	茶ガラス				
	その他ガラス				
紙	段ボール	紙類		戸別収集(月1回)	選別・保管共に 業者委託
	その他紙製容器包装				
	紙パック		分別収集(月1回) ステーション方式 戸別収集(月1回)		
プラスチック	PETボトル	PETボトル	毎週水曜日 ルート収集	選別・保管共に 業者委託	
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック			

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(第8条第2項第6号)

ビンは現有のみやま市清掃センターの処理施設で保管を行い、缶、段ボール、PETボトル、紙パック、その他の紙製容器は独自処理とする。

尚、その他のプラスチック容器の選別および保管は民間業者施設で行い、PE・PP・PS等の油化リサイクルを併せて行う。

みやま市においては、現在下記のとおり分別収集を実施している。又、令和2年度以降に計画する対象物について以下に示す。

表1 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区分	仕様(形状、形式、能力、数量等)
排出	集積場所	専用集積場所設置
収集・運搬	収集車両	専用車両準備
選別・保管	ストックヤード	

表2 分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
アルミ製容器	缶	プラスチック コンテナ	2tトラック	業者委託
スチール製容器				
無色ガラス	ビン	プラスチック コンテナ	2tトラック	ストックヤード
茶色ガラス				
その他ガラス				
段ボール	紙類	袋又は縛る	パッカー車 2t車 軽トラック	業者委託
PETボトル	PETボトル	プラスチック コンテナ	2tトラック 2t車 軽トラック	
紙パック	紙類	袋又は縛る	2t車 軽トラック	
その他紙製容器	紙類	袋又は縛る	2t車 軽トラック	
その他のプラス チック製容器包装	プラスチック	指定袋	パッカー車	

表3 分別収集に必要な施設計画(その1)

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状、形式、能力、数値等)及び整備計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)
【排出段階】				
1、排出容器				
1.1 プラスチックコンテナ	a.缶(アルミ缶、スチール缶分別)	(仕様) 材質:樹脂製 容量:120リットル 数量:収集ステーション1カ所当り 20~25箱	市	平成10年度から分別して収集
	b.ビン(無色、茶、その他分別)			
	c.ペットボトル			
	d.紙パック			
2. 収集場所	a~c	従来 of 集積場所の利用	地区指導員	

表3 分別収集に必要な施設計画(その2)

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状、形式、能力、数値等)及び整備計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)
【運搬段階】				
1、専用車両				
1.1 資源収集用車両	a.缶(アルミ缶、スチール缶分別)	(分別)2トン平ボディトラック 1台	市	平成10年度から全域を収集
	b.ビン(無色、茶、その他分別)			
	c.ペットボトル	(分別)2トン平ボディトラック 1台		
	d.紙パック	(戸別)2t車 1台 軽トラック 1台		

表3 分別収集に必要な施設計画(その3)

施設の種別	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様(形状、形式、能力、数値等)及び整備計画	管理主体等	参考欄 (現有施設状況)	
【中間処理段階】					
1、再生施設					
1.1 選別・圧縮設備	a.缶(アルミ缶、スチール缶分別)		市	平成25年度より フレコンバックに 袋詰め	
1.2 ストックヤード	b.ビン(無色、茶、 その他分別)	(仕様) 平成10年度から供用開始 形状:上屋付きストックヤード ストックスペース (ヤード容量) 50立方m×14区画		市	整備年度 平成10年度
	c.ペットボトル				
	d.紙パック				

12. その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(第8条第2項第7号)

市民や事業者の意見要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、みやま市民や事業者、行政が協力して分別収集推進体制を整備し、自主的な地域リサイクル活動を推進するための奨励金の交付や、集団回収時における回収機材等の貸与などの支援を行う。